

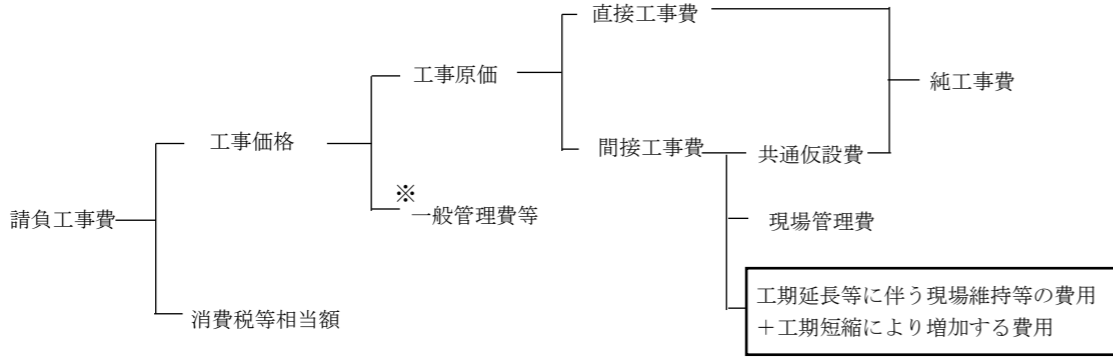
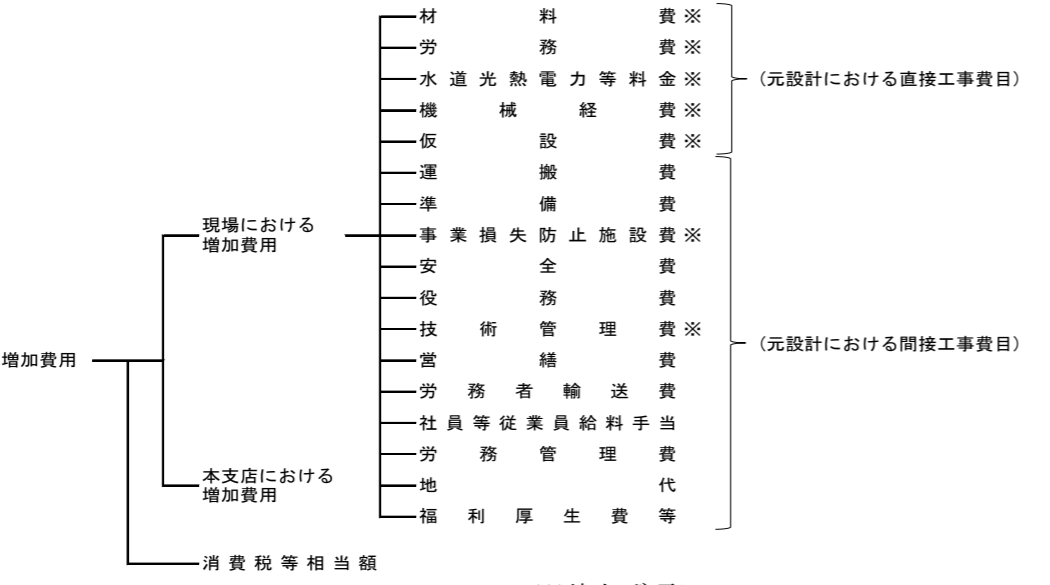
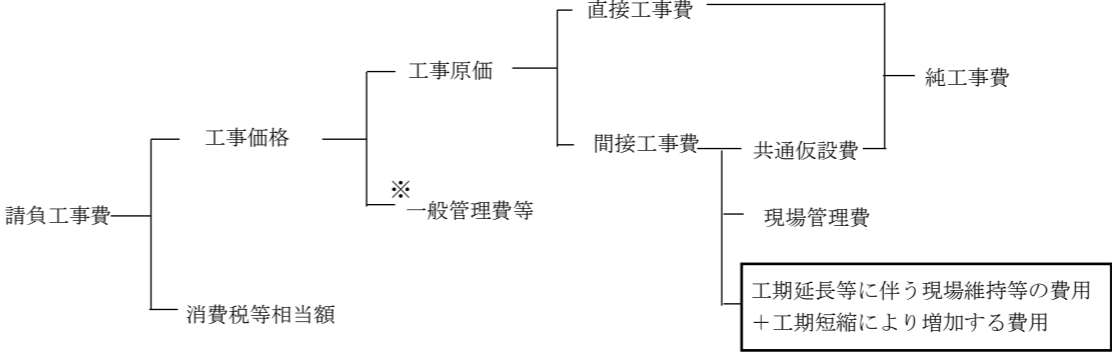
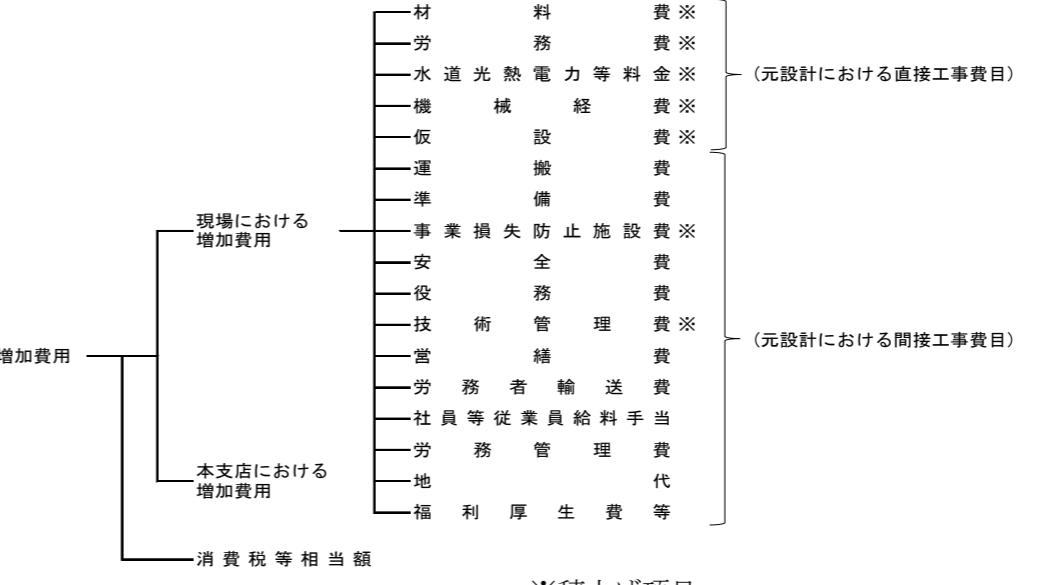
誤					正					該当項	備考																																																																																																								
2) 積上げ計算による部分 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 3) 条件明示 安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に条件明示し、極力指定仮設とするものとする。 4) 適用除外 この算定基準によることが困難又は不適當であると認められるものについては適用除外とすることができる。 5) 間接工事費等の項目別対象表					2) 積上げ計算による部分 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 3) 条件明示 安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に条件明示し、極力指定仮設とするものとする。 4) 適用除外 この算定基準によることが困難又は不適當であると認められるものについては適用除外とすることができる。 5) 間接工事費等の項目別対象表					1-2-7																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費+共通仮設費=純工事費</th> <th>純工事費+現場管理費=工事原価</th> </tr> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費+共通仮設費=純工事費</th> <th>純工事費+現場管理費=工事原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分費等</td> <td colspan="3">処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料)の取扱いは、(2)6)参照</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">支給品費等</td> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別途製作の製作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現場発生品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>					間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	項目		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	桁等購入費		×	○	○	処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料)の取扱いは、(2)6)参照			支給品費等	桁等購入費	×	○	×	一般材料費	○	○	×	別途製作の製作費	×	×	×	電力	○	○	×	鋼橋門扉等工場原価		×	×	○	現場発生品		×	×	×	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費+共通仮設費=純工事費</th> <th>純工事費+現場管理費=工事原価</th> </tr> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費+共通仮設費=純工事費</th> <th>純工事費+現場管理費=工事原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分費等</td> <td colspan="3">処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料)の取扱いは、(2)6)参照</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">支給品費等</td> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別途製作の製作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現場発生品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>					間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	項目		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	桁等購入費		×	○	○	処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料)の取扱いは、(2)6)参照			支給品費等	桁等購入費	×	○	×	一般材料費	○	○	×	別途製作の製作費	×	×	×	電力	○	○	×	鋼橋門扉等工場原価		×	×	○	現場発生品		×	×	×		
間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																															
対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																															
項目		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																															
桁等購入費		×	○	○																																																																																																															
処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料)の取扱いは、(2)6)参照																																																																																																																	
支給品費等	桁等購入費	×	○	×																																																																																																															
	一般材料費	○	○	×																																																																																																															
	別途製作の製作費	×	×	×																																																																																																															
	電力	○	○	×																																																																																																															
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○																																																																																																															
現場発生品		×	×	×																																																																																																															
間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																															
対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																															
項目		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																															
桁等購入費		×	○	○																																																																																																															
処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料)の取扱いは、(2)6)参照																																																																																																																	
支給品費等	桁等購入費	×	○	×																																																																																																															
	一般材料費	○	○	×																																																																																																															
	別途製作の製作費	×	×	×																																																																																																															
	電力	○	○	×																																																																																																															
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○																																																																																																															
現場発生品		×	×	×																																																																																																															
○は対象とする    ×は対象としない					○は対象とする    ×は対象としない																																																																																																														
(注) 1. 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。 2. 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費をいう。 3. 別途製作する標識柱(オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)の場合の扱いは、鋼橋、門扉等工事の原価の取扱いに準ずるものとする。(t当り製作単価として取扱う場合) 4. 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。 5. 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費(材料費含む)と同じ扱いとする。					(注) 1. 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費をいう。 2. 別途製作する標識柱(オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)の場合の扱いは、鋼橋、門扉等工事の原価の取扱いに準ずるものとする。(t当り製作単価として取扱う場合) 3. 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。 4. 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費(材料費含む)と同じ扱いとする。																																																																																																														
											土木積算基準に合わせた変更																																																																																																								

誤									正								該当項	備考
表1.2 基本運賃表									表1.2 基本運賃表								1-2-14	
貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで(円)	50kmまで(円)	100kmまで(円)	150kmまで(円)	200kmまで(円)	200kmを超え20kmまでを増す毎に(円)	貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで(円)	50kmまで(円)	100kmまで(円)	150kmまで(円)	200kmまで(円)		
20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900	路面切削機	2.0m	基本運賃は、土木工事標準積算基準書 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2 共通仮設費 2-2 運搬費 表3-1. 基本運賃表を準用する。							
	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m							スタビライザ	深0.6m 幅2.0m								
	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m							スタビライザ	深1.2m 幅2.0m								
	自走式破碎機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm							自走式破碎機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm								
	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板 Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用							油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板 Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用								
	バックホウ(超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> / 平積0.3m <sup>3</sup>							バックホウ(超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> / 平積0.3m <sup>3</sup>								
	アスファルトフィニッシャーホイール型排出ガス対策型(第1次基準値)	舗装幅 3.0~8.5m							アスファルトフィニッシャーホイール型排出ガス対策型(第1次基準値)	舗装幅 3.0~8.5m								
各種	—	各種	—															
(注) 1. 450kmを超える場合は別途考慮する。 2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。									(注) 1. 450kmを超える場合は別途考慮する。 2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。									土木積算基準に合わせた変更

誤				正				該当項	備考
2) 施工歩掛				2) 施工歩掛				1-2-19	
(イ) 使用機械の規格選定 分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。				(イ) 使用機械の規格選定 分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。					
表1.5 クレーンの規格選定				表1.5 クレーンの規格選定					
機 械 区 分	規 格	分解組立用クレーン		機 械 区 分	規 格	分解組立用クレーン			
		名 称	規 格			名 称	規 格		
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表1.4参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25 t 吊	バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表1.4参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25 t 吊		
ブルドーザ	21 t 級以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25 t 吊	ブルドーザ	21 t 級以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25 t 吊		
	44 t 級以下				44 t 級以下				
地盤改良機械	中層混合処理機	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25 t 吊	地盤改良機械	中層混合処理機	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25 t 吊		
	質量 60 t 以下		60 t 吊		質量 120 t 以下		質量 120 t 以下		
	サンドパイル打機				質量 60 t 以下			質量 180 t 以下	
	粉体噴射攪拌機				質量 120 t 以下				
深層混合処理機	質量 180 t 以下			プレファブリケート バッチルトレン打機					
クローラクレーン系	35 t 吊以下 (クラムシェル平積 0.6 m <sup>3</sup> 含む)	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25 t 吊	クローラクレーン系	35 t 吊以下 (クラムシェル平積 0.6 m <sup>3</sup> 含む)	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25 t 吊		
	80 t 吊以下 (クラムシェル平積 2.0 m <sup>3</sup> 含む)				60 t 吊			80 t 吊以下 (クラムシェル平積 2.0 m <sup>3</sup> 含む)	60 t 吊
	150 t 吊以下 (クラムシェル平積 3.0 m <sup>3</sup> 含む)		150 t 吊以下 (クラムシェル平積 3.0 m <sup>3</sup> 含む)						
	300t 吊以下		300t 吊以下						
トラッククレーン系	表1.4参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	70 t 吊	トラッククレーン系	表1.4参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	70 t 吊		
	200t 吊以上 360t 吊以下	リフター	50t 吊		200t 吊以上 360t 吊以下	リフター	50t 吊		
	550t 吊以下	[せり上げ能力]			550t 吊以下	[せり上げ能力]			
クローラ式杭打機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	60 t 吊	クローラ式杭打機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	60 t 吊		
	質量 100 t 以下				質量 100 t 以下				
	質量 150 t 以下				質量 150 t 以下				
オールケーシング掘削機 [スキッド式]	表1.4参照	クローラクレーン [油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)]	60~65 t 吊	オールケーシング掘削機 [スキッド式]	表1.4参照	クローラクレーン [油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	70 t 吊		
	表1.4参照 本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)] 70t 吊を使用する場合	クローラクレーン [油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	70 t 吊		表1.4参照 本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)] 70t 吊を使用する場合	クローラクレーン [油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	70 t 吊		
	表1.4参照 本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)] 100t 吊を使用する場合	クローラクレーン [油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	100t 吊		表1.4参照 本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)] 100t 吊を使用する場合	クローラクレーン [油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	100t 吊		

土木積算  
基準に合  
わせた変  
更

誤							正						該当項	備考		
													1-2-21	土木積算基準に合わせた変更		
機械区分	規格区分	労務歩掛 特殊作業員 (人) [分解+組立]	クレーン 運転歩掛 (日) [分解+組立]	運搬費 等率 (%)	諸雑費 率 (%)		機械区分	規格区分	労務歩掛 特殊作業員 (人) [分解+組立]	クレーン 運転歩掛 (日) [分解+組立]	運搬費 等率 (%)	諸雑費 率 (%)				
	—	4.9	11.9 (h)	558	4											
オールケーシング掘削機 [スキッド式]	（本体工事でクローラクレーン） [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)] 70t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	490	4		オールケーシング掘削機 [スキッド式]	（本体工事でクローラクレーン） [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)] 70t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	490	4				
	（本体工事でクローラクレーン） [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)] 100t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	370	3			（本体工事でクローラクレーン） [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)] 100t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	370	3				
	（本体工事でクローラクレーン） [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型排出ガス対策型 (2011年規制)] 100t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	361	3			（本体工事でクローラクレーン） [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型排出ガス対策型 (2011年規制)] 100t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	361	3				
地盤改良機械	中層混合処理機	60 t 以下	16.0	2.4	265	4	地盤改良機械	中層混合処理機	60 t 以下	16.0	2.4	265	4			
		120 t 以下	41.2	6.3	211	3			120 t 以下	41.2	6.3	211	3			
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケイティッド パーカトルレン打機	60 t 以下	16.0	2.4	213	3		サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケイティッド パーカトルレン打機	60 t 以下	16.0	2.4	213	3			
		120 t 以下	41.2	6.3	211	3			120 t 以下	41.2	6.3	211	3			
		180 t 以下	64.6	9.9	210	3			180 t 以下	64.6	9.9	210	3			
トンネル用機械		5.4	2.0	582	8	トンネル用機械		5.4	2.0	582	8					

誤	正	該当項	備考
<p>2. 増加費用の算定</p> <p>2-1 増加費用の構成</p> <p>工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p>  <p>※ 工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む</p> <p>(注) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</p> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着後を対象に算定することとし、工期延長等の期間が3ヶ月以内は以下の通りとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合等は、別途考慮すること。</p> <p>2-2 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用</p> <p>(1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</p> <p>1) 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。</p>  <p>※積上げ項目</p>	<p>2. 増加費用の算定</p> <p>2-1 増加費用の構成</p> <p>工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p>  <p>※ 工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む</p> <p>(注) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。</p> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着後を対象に算定することとし、工期延長等の期間が3ヶ月以内は以下の通りとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合等は、別途考慮すること。</p> <p>2-2 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用 (標準積算)</p> <p>(1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</p> <p>1) 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。</p>  <p>※積上げ項目</p>	<p>1-8-3</p>	<p>土木積算基準に合わせた変更</p> <p>土木積算基準に合わせた変更</p>



誤	正	該当項	備考
<p>カ 社員等従業員給料手当            工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用</p> <p>① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用</p> <p>② 工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>コ 労務管理費</p> <p>① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用            工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。</p> <p>② 解雇・休業手当を払う場合の費用            受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用</p> <p>タ 地代            現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用</p> <p>レ 福利厚生費等            現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用</p> <p>ii) 本支店における増加費用            中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p> <p>iii) 消費税相当額            現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用</p>	<p>カ 社員等従業員給料手当            工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用</p> <p>① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用</p> <p>② 工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>コ 労務管理費</p> <p>① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用            工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。</p> <p>② 解雇・休業手当を払う場合の費用            受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用</p> <p>タ 地代            現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用</p> <p>レ 福利厚生費等            現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用</p> <p>ii) 本支店における増加費用            中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p> <p>iii) 消費税相当額            現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用</p>	<p>1-8-6</p>	<p>土木積算基準に合わせた変更</p>